

舞鶴市上下水道部公告第 33 号

次のとおり条件付一般競争入札を実施するので、舞鶴市上下水道部契約規程（昭和 42 年水道部規程第 2 号）により準用する舞鶴市契約規則（昭和 39 年規則第 25 号）第 3 条に基づき公告する。

令和 5 年 11 月 1 日

舞鶴市長 鴨田 秋津

1 競争入札に付する事項

(1) 委託名

令和 6 年度、7 年度 東西浄化センター汚泥収集運搬処理処分業務委託

(2) 委託内容

東浄化センター（舞鶴市字泉源寺 1616-3）及び西浄化センター（舞鶴市字松陰 29）における有効利用（セメント資源化、肥料化、炭化、焼却による熱利用等リサイクルによること。）のための下水汚泥（脱水ケーキ）の収集運搬及び処分業務

(3) 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

（地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約）

(4) 搬出期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(5) 脱水汚泥量(年間予定数量) (増減の可能性有り)

	令和 6 年度	令和 7 年度
東浄化センター	3,300 トン	3,300 トン
西浄化センター	2,300 トン	2,300 トン

2 契約を担当する部課等の名称、所在地等

〒625 - 0025 舞鶴市字市場 732

舞鶴市上下水道部 下水道整備課 東浄化係

TEL & FAX 0773-62-1999

3 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たし、かつ 4 に掲げる競争入札参加資格の確認をうけた者のみが、この入札に参加できます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 舞鶴市物品及び役務の供給に係る競争入札参加資格等に関する要綱（昭和 63 年告示第 9 号）による競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 申請書提出期限日から落札決定までの間において、舞鶴市入札参加停止に関する要綱（平成 30 年告示第 34 号）に基づく入札参加停止（以下「入札参加停止」という。）の期間中ではない者であること。
- (4) 申請書提出期限日から落札決定までの間において、舞鶴市契約に関する暴力団等排除措置要綱（平成 24 年告示第 171 号）に基づく入札参加等除外措置（以下「入札参加等除外措置」という。）を受けていない者であること。

- (5) 申請書提出期限日以前6か月から落札決定までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡り小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第6項の規定による産業廃棄物処分業の許可（品目が汚泥に係るものであり、かつ、処理能力30トン/日以上）を受けている者であって、審査基準日（令和5年11月17日をいう。以下同じ。）の直近5年間に地方公共団体又は地方公共団体が出資若しくは出えんしている団体（以下「公的機関」という。）が排出する下水汚泥を有効利用した処理実績を有しているものであること。
- (8) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可（品目が汚泥に係るもの）を受けている者であって、次の条件（ア、イ）を満たすものであること、又は(1)から(6)の条件を満たし、産業廃棄物収集運搬業の許可（品目が汚泥に係るもの）を受けている者であること。
- ア 審査基準日の直近5年間に公的機関が排出する下水汚泥の収集運搬実績を有し、かつ、下水汚泥運搬用の事業用車両を3台以上有している者であること。
- イ 収集運搬に使用する車両の荷台構造が仕様書に定める条件を満たしている者であること。
- ※（8）の産業廃棄物収集運搬業許可は、京都府及び処分地所在都道府県で有している必要があります。

参加資格の条件と方法の一覧（①、②どちらの方法でも可。○の条件が必要。）

条件		方法	①.入札者が処理処分と収集運搬の両方を行う場合	②.処理処分・収集運搬を、業務提携する別会社が行う場合	
				A.処理処分業者	B.収集運搬業者
（※入札者はA.Bの代表者）					
3. (1) ~ 3. (6)			○	○	○
3. (7)	産業廃棄物処分業許可		○	○	○
	公的機関の汚泥有効利用処理実績		○	○	○
3. (8)	産業廃棄物収集運搬業許可		○	○	○
	ア 公的機関の下水汚泥収集運搬実績 又は運搬用車両の保有状況		○	○	○
	イ 車両の条件		○	○	○

4 競争入札参加資格の確認の手続き等

この入札に参加しようとするものは、競争入札参加資格確認申請書（様式1）（以下「申請書」という。）に競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を添えて市長に提出し、

競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加できません。

(1) 仕様書及び申請書等の交付

競争入札に参加しようとする者は、仕様書、申請書、その他必要書類等を舞鶴市ホームページからダウンロードしてください。

(2) 実績確認

ア 申請書の提出を希望する者は、上記3.(7)及び3.(8)の実績等について、次のとおり確認を受ける必要があります。

- ・ 令和5年11月15日(水)までに舞鶴市東浄化センター(TEL0773-62-1999)へ連絡のうえ、確認日時及び確認場所の指定を受けること。(令和5年11月16日もしくは17日を予定)
- ・ 実績確認に必要な書類等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けません。
- ・ 実績確認の結果は公表しません。
- ・ 確認資料等は、返却しません。

イ 実績確認に必要な書類等

- ・ 廃棄物処理法に基づく「産業廃棄物処分業許可証(品目:汚泥)」の写し
- ・ 廃棄物処理法に基づく京都府及び処分地所在道府県の「産業廃棄物収集運搬業許可証(品目:汚泥)」の写し
- ・ 輸送に使用する車両の自動車検査証の写し
- ・ 使用車両の荷台構造が仕様書に定めた条件を満たすことを証明するもの。(当該部分の分かる写真等)
- ・ 輸送経路を記した地図
- ・ 下水道汚泥を有効利用する施設の概要を説明する書類(パンフレット等)
- ・ 直近5年間の公的機関における汚泥有効利用の処理業務の契約書の写し(確認後、返却いたします。)
- ・ 直近5年間の公的機関における下水汚泥収集運搬業務の契約書の写し(確認後、返却いたします。)
- ・ 計量証明の提出方法(計画、様式任意)

ウ 実績等があると確認した場合は、担当課から「実績確認書」を交付します。

(3) 申請書及び資料の受付

ア 受付期間 令和5年11月16日(木)から令和5年11月17日(金)まで
(時間:午前9時~午後5時)

イ 受付場所 〒625-0025 舞鶴市宇市場732
舞鶴市上下水道部 下水道整備課 東浄化係

ウ 提出書類

- ① 入札参加資格確認申請書(様式 1)
- ② 実績確認書 (4. (2) で交付されたもの)
- ③ 業務提携書(様式 2) (収集運搬を業務提携する別会社が行う場合)
- ④ 業務分担内訳書(様式 3) (収集運搬を業務提携する別会社が複数になる場合)
- ⑤ 営業経歴書及び営業実績調書 (任意様式)
- ⑥ 返信用封筒 (第一種定型郵便物に住所及び氏名を記入し、84 円切手を貼ったもの)

エ 提出方法 郵送または持参

郵送の場合は、メール便、宅配便等の送付方法は問わない。ただし、受付期間内必着で提出先への配達方法の記録が残る方法で送ること。

※ 封筒表には、「令和 6 年度、7 年度 東西浄化センター汚泥収集運搬処理処分業務委託申請書在中」と記載すること。

オ 収集運搬を業務提携する別会社が行う場合は、当該業者について、②及び⑤の書類も必要になります。

カ 提出部数は、各 1 部とします。

キ 同一業務に対して重複して参加資格申請することは認められません。

(4) 競争入札参加資格の確認及びその結果の通知

参加資格の確認の結果については、令和 5 年 1 1 月 2 7 日 (月) に郵送及びファクシミリにより通知します。

(5) 質問の受付

設計図書等に対する質問がある場合には、次のとおり書面 (様式 6) により提出することとし、書面は下記へファクシミリにより提出すること。

ア 受付期限 令和 5 年 1 1 月 2 2 日 (水) まで。ただし、最終日は正午まで。

イ 質問宛先 舞鶴市上下水道部 下水道整備課 東浄化係

ウ FAX 番号 0773-62-1999

(6) (5) の質問に対する回答書は、競争参加資格が「有」と認められた者にファクシミリにより送付します。

ア 回答日 令和 5 年 1 1 月 2 7 日 (月)

(7) その他

ア 資料作成に要する経費は、提出者の負担とします。

イ 提出された資料等は、返却しません。

ウ 現地の確認を希望する場合は、令和 5 年 1 1 月 1 5 日 (水) までに舞鶴市東浄化センター(TEL0773-62-1999)へ連絡してください。

エ 本入札に参加希望の方で汚泥サンプルが必要な場合は、別途提供しますので、令和 5 年 1 1 月 1 5 日 (水) までに舞鶴市東浄化センター(TEL0773-62-1999)へご連絡ください。

5 入札 (開札) 執行の日時及び場所等

(1) 開札日時 令和 5 年 1 2 月 8 日 (金) 1 4 時 0 0 分

(2) 開札場所 舞鶴市字北吸 1 0 4 4

舞鶴市役所 別館 4 階 4 1 1 会議室

(3) 入札書の提出方法

郵便に限ります。(持参によるものは受け付けません。)

(4) 入札書類

次の書類を郵送してください。

- ・ 入札書(様式 4)
- ・ 競争入札参加資格があることを確認した旨の通知書の写し

6 郵便による入札書の提出方法

- (1) 入札参加者は5.(4)の入札書類を、**一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便のいずれかの方法により、6.(7)を配達日指定**として郵送してください。
- (2) 入札書類は二重封筒とし、表封筒に「**令和6年度、7年度 東西浄化センター汚泥収集運搬処理処分業務委託入札書在中**」と朱書きするとともに、中封筒に入札書類を入れ、封緘等の処理をしてください。
- (3) 入札書は、**配達指定日必着**です。期日に届かない場合は、入札を辞退したものとみなしますので、ゆとりをもって手続きしてください。(配達日指定郵便は2日前までに手続きが必要です。)
- (4) 郵送にかかる費用は入札参加者の負担となります。
- (5) 入札を辞退する場合は、入札執行時までに入札辞退届を郵送(この場合方法は問いません。)又は持参により提出して下さい。
- (6) 入札書の送り先
**〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044 番地
舞鶴市総務部契約検査室契約課**
- (7) 配達指定日
令和5年12月7日(木)

7 入札の方法

- (1) 収集運搬業務と処理処分業務を別業者が行なう場合、入札はどちらか一方が代表して行なうものとします。
- (2) 入札書には収集運搬業務と処理処分業務の合計金額及び内訳金額を記入して下さい。落札の判断は、合計金額でします。
- (3) 入札は、汚泥1tあたりの金額とします。
- (4) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

8 入札の中止

入札者が1人に満たない場合は入札を中止します。

9 再度入札

初度の入札において落札者がいない場合は、初度の入札において無効となった者を除き再度郵便により入札を行います。

この場合、再度入札は1回とし、開札日等はあらためて指定します。

10 落札者の決定等

舞鶴市契約規則第15条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とします。

1 1 立会人

開札には、入札参加者のうち立ち会いを希望する方は入札参加者 1 社につき 1 名立ち会うことができます。

立会人が 2 者に満たない場合は、当該入札事務に関係のない職員を 1 名以上立ち会わせて行います。

立会人は、開札結果の確認、くじ引きの際の手続等を行います。

1 2 くじ引き

落札者となるべき同額の入札をしたものが複数いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

くじ引きは、くじを引くべき入札者がいずれも立会人として参加している場合(代表者若しくは委任状を持参した代理人が参加している場合)は、その者がくじを引き、参加していない場合は、入札担当職員と立会人が次の手順で行います。

- ① 入札担当職員がくじ引き用紙にくじに参加する者の数と同数の直線を記入し、そのうちの 1 に「落札」の表示(○印し)をする。
- ② 立会人のうちの 1 名が、①のくじの直線のそれぞれに 1 から順に任意に番号を付す。(このとき、当該立会人には、「落札」の表示が分からないように行う。)
- ③ 立会人のうち②の手続を行った以外の者のうちの 1 名が、くじ引きに係る入札書に 1 から順に任意に番号を付す。(このとき、当該立会人には、入札者の名称等がわからないように行う。)
- ④ 入札担当職員は、①と②で作成されたくじの番号と③で入札書に付された番号とを突合する。くじで「落札」の表示がされた直線に付された番号と同じ番号を付した入札書を提出した者が落札者となる。
- ⑤ 入札担当職員及び立会人の全員が、くじの結果を確認し、その証として当該くじ引き用紙に各自署名する。

1 3 入札結果の連絡及び公表

入札結果は、速やかに、落札者に電話で連絡するとともに、参加業者全員にファクシミリによりお知らせします。

1 4 入札保証金

免除する。

1 5 契約保証金

落札者は、契約金額(1.(5)の年間予定数量に単価を乗じた金額)の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、舞鶴市契約規則第 33 条に該当する場合は契約保証金を免除する。

1 6 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 公告等に示した条件等入札に関する条件に違反した入札
- (4) 入札者の記名押印のない入札

- (5) 同一入札について同一の入札者によりなされた2以上の入札
- (6) 金額その他重要な部分の誤脱のある若しくは不明な入札又は金額を訂正した入札
- (7) 入札に関し連合等の不正行為をした者の入札
- (8) 1通の封筒に複数の入札書を入れたもの
- (9) 代理人が入札したもの
- (10) その他市長があらかじめ指定した事項に違反したもの

17 落札の取消

- (1) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。
- (2) 落札者が、落札決定から契約締結までの期間に、本市の入札参加停止若しくは入札参加等除外措置を受けた場合又は3.(6)に該当することとなった場合は、当該落札を取り消すものとする。

18 契約書の作成

契約書は、市と収集運搬業者及び市と処理処分業者との業務別単価契約とし、各自1通を保有するものとします。(集運搬業者と処理処分業者が同一の場合は一つの契約とします。)

本契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本契約を変更又は解除することがある。

19 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額(1.(5)の年間予定数量に単価を乗じた金額)の100分の5相当額の違約金を徴収する。

20 問い合わせ

業務の内容等不明な点については舞鶴市上下水道部下水道整備課東浄化係(東浄化センター)(電話 0773-62-1999)、入札に関することについては舞鶴市総務部契約検査室契約課(電話 0773-66-1065)まで問い合わせてください。

以上